

かながらもある。

⑥ 関係機関への調査は、大部分の児童相談所が行っている。(7割以上 79.2%)

4) DV センターから児童相談所への通告ルール

ルール化(全事例通告、全一時保護事例通告)を行っているのはわずかで、「事例の状況に応じて通告されている」のが6割余、「ルールがない」が約3割である。

DV センターにかかる、子どものいるすべての DV 事例を通告とするのは、事例の状況からも、また児童相談所の状況からも難しいと思われるが、対応が必要と判断されるものは一定の判断に基づき通告できるよう、アセスメントや対応ルールの共有が不可欠である。

以上のような現状を踏まえた上で、「DV が背景にある性的虐待事案への対応の難しさ」については、DV 相談機関との連携を深め、DV 相談機関が蓄積してきているスキルをガイドラインに反映させることが望まれる。

E. 結論

1. 性的虐待相談への全体的な対応状況

(1) 性的虐待相談は全虐待対応件数の2%で、都道府県別地域差は2～198件と大きいが、1児童相談所あたり、平均7件／年であった。一方、今回の調査で把握できた家庭内性暴力被害件数は、207児童相談所における性的虐待件数の3分の1に匹敵していた。今回の調査の回収率は81.6%であり、207か所すべての児童相談所で対応している件数はもっと多いことが推察される。

また家庭性暴力被害の内訳では、きょうだい間の件数が27.6%を占めており、その場合、被害児童又は加害児童の保護・入所率も高く(いずれも半数)、要保護性の高さが伺われた。

性的虐待も家庭内性暴力の問題もまだまだ潜在的にあると思われ、性的虐待を含む家庭内性暴力の問題として、対応力を磨いていく必要がある。

(2) 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」は8割の児童相談所で活用されていた。一方、「非加害保護者対応ガイドラインやマニュアルを独自に作成しているか」については、「作成している」が10児童相談所、「ある程度作成している」が9児童相談所と、何らかの形で作成している児童相談所が15.2%にとどまっていた。「作成している／ある程度作成している」と回答した児童相談所について自治体単位で見ていくと7都府県と3市であり、都府県に関しては、平成25年度の性的虐待相談対応件数が40件以上の自治体が4か所、それ以下が2か所であった。また児童相談所設置市に関しては、2か所が20件強で、1か所はそれ以下であった。これから、「非加害保護者対応ガイドラインやマニュアル」に関しては、性的虐待対応件数が多い自治体か、あるいは年間の件数自体は多くはないが大都市に近接していて先進的に取り組んでいる自治体が必要に迫られて作成している状況が窺われた。したがってガイドライン作成には、対応件数の多さや課題意識などから先進的に取り組んでいる自治体への聞き取り調査や意見交流を行いながらガイドラインを作成することが現実的で、重要であることが示された。

(3) 子どもの一時保護については、9割近い児童相談所が困難な状況があることを感じており、その理由として「事実の確証が持てない」や「家族の抵抗・拒否」よりも、とりわけ「子どもの抵抗・拒否」に最も難渋している状況が伺えた。このことは、守るべき子どもの一時保護に関する抵抗・拒否をどう理解し対応していくかの課題が示されており、またこのことは、性的虐待が起こった家族についてのアセスメント、特に非加害保護者の子どもを守る力のアセスメントがどのように

確実に行えるのかという課題や対応力の向上の必要性と共に、日本における加害者への対応の現状も反映していると考えられた。

2. 非加害保護者を中心とした家族への対応と支援について

(1) 初期対応時の非加害保護者との個別面接や、介入後の継続面接は概ね行われており、非加害保護者をキーパーソンと位置付け、関わっている状況が明らかになった。

しかし、性的虐待事実の受け止めや、問題の背景を考えていくことなど、非加害保護者の内的な問題をどのように扱っていくかについては、初期対応においても継続支援においても課題があることも示された。

(2) 非加害保護者と扱う支援課題に関して、介入的な初期対応や継続支援の中において、虐待事実の認否や子どもを守る姿勢の有無で取り組み課題に差があり、12の詳細項目を、①虐待事実の直面化・問題整理、②被害児童への理解と支援、③非加害保護者自身への治療的かかわり、④親として家族を守ること、と大別した中、一定守る姿勢を持っている時は上記項目について概ね扱っているが、非加害保護者が事実を否認し、子どもを守る姿勢が不十分な場合は、①の項目のところで難航しており、子どもを支援するにあたって、そこにどのような関わりができるか、児童相談所にとっての大きな課題であることが改めて明らかになった。

3. 初期対応後の支援（施設入所の場合）

(1) 施設入所後の支援状況として、施設との情報の共有は行われていた。その際、子どもが問題整理をするための支援として、適切なタイミングで家族状況について児童相談所が説明することは欠かせないが、実際、説明の困難さを感じている現状として、「子どもが家族を拒否している場合」を筆頭に、「家族が子どもを拒否」、「虐待者が家族と同居」がある事が示された。この結果は、性的虐待の場合の親子の心理的葛藤を踏まえた非加害保護者支援の重要性を表しているが、逆にどこまで扱えるかの難しさをも表している。さらに、面会や外泊などのマネジメントを行う際にも重要な内容であり、支援ガイドライン作成に際して、施設側の調査結果も踏まえた分析と整理が必要である。

4. 初期対応後の支援（在宅支援）

(1) 家庭引き取り後の支援は、保護者・家族にはCW中心に、子どもには心理司とCWが協働して行っている現状がある。また、子どもへの支援者としては、学校教員の存在もあり、在宅支援に当たっては教育との連携も視野に入れる必要性が示された。

(2) 児童相談所で扱う支援内容として中心的なものは、①安全な生活基盤の確保（生活状況の見守り等）、②非加害保護者への被害児童の今後の問題や心身の状況についての理解・支援、③被害児童への心理的な回復支援、であった。加えて被害児童ときょうだいの関係調整を行うことへの支援（40.5%）、バウンダリーのある養育環境を整える支援（37%）も一定取り組まれていた。

(3) 支援期間は半年～2年未満が74.6%と、一定の期間フォローが続けられていた。初期対応後在宅支援の課題として、どの時点で終了にするか、またそれまでに何を子どもと保護者へ伝えるか、さらに18歳以降のつなぎ（児童相談所が対応する年齢を超えてフォローが必要な場合）の機関連携の在り方、についても研究協力者会議で提示されており、ガイドライン作成時に項目として入れる必要がある。

5. 性的虐待におけるDV相談との関連について

(1) 性的虐待について、アセスメント・対応時に、「背景にDVがある可能性を意識している」が

90%と大半であったが、その意識の下、実際にケース対応の中で、DVが背景にある性的虐待事例に出会う割合（印象）は、幅があり、3～5割（28%）を軸に、3割以下（28%）、5割以上（21%）、7割以上（13%）と拮抗していた。

（2）パートナーと離別に至る事例は決して多くなく、大多数（85%）の児童相談所がDVのパートナーとの関係が続いていることに起因する問題（非加害保護者とパートナーとの関係解消、加害者の影響下における「非加害保護者の子どもを守る力」のアセスメント等）に難しさを感じていた。その中で、約5分の1の児童相談所で、対応上の工夫をしていた。

（3）児童相談所とDVセンター（配偶者暴力相談支援センター）との連携状況として、児童相談所にDVセンターが併設されているのは2割であった。DV被害者である非加害保護者に対し、児童相談所は、DVの問題に焦点化したかわりを行なうと併行し、DV被害者として、DVセンターにつなぐ取り組みも大半が行っているが、その取り組み内容に関しては、DV被害者の特性を踏まえた実効性あるものにいかに近づけることができるか、検討と調査が必要なことも明らかになった。

（4）面前DV通告対応

面前DV通告は性的虐待に特化したものではないが、性的虐待の非加害保護者と加害者との間にも横たわる問題の1つで、子どもへの影響も大きいため、取り上げて調査したものである。

1) 面前DV通告対応で、子どもの安全確認や子どもが被る問題状況の把握は大切であるが、「子どもとの面接」は必ずしも実施されているわけではなく（7割以上実施 38.7%）、間接的な対応となっているものも少なくない。DV被害保護者の躊躇や不安から実施できていないものもあると考えられ、ひいては、面前DV通告の中で、子どもの性的虐待を把握することはなかなか困難と考えられるが、いかにその視点を入れ、実行できるか今後の検討課題である。

2) DV被害者である保護者へのDVセンターの紹介は5割以上と以下で拮抗しており、必ずしも行えているわけではない。DV被害者である保護者が、児童相談所やDVセンター等のかかわりを拒んだり、消極的に支援を求めていない場合もあると思われ、これは性的虐待における非加害保護者とパートナーである虐待者との関係と共通した問題である。DVセンター職員との面接設定にまで到達できるのは、僅か（3割未満が79.8%）で、DVセンターへの同行・同席面接も3割以下が86.7%との結果であるが、「7割以上」5児相（2.9%）など、確実につなげられた事例も僅かながらもあり、それらの実際を機関連携の研修で取り上げていくことも重要と考えられる。

3) DVセンターから児童相談所への通告は、全事例通告、全一時保護事例通告、とルール化されているのはわずかで、多くは事例の状況に応じて通告されている。DVの内容や子どもの状態、家族関係、DV被害保護者の対応力、家族の問題状況などから、通告の適否が判断されているものと考えられる。子どものいるすべてのDV事例を通告とするのは、事例の状況からも、また児童相談所の状況からも難しいと思われるが、対応が必要と判断されるものは一定の判断に基づき通告できるよう、アセスメントや対応ルールの共有が不可欠である。

6. 次年度への展望

今年度は、全国児童相談所への質問紙調査、研究協力者会議での議論、文献研究、また3か所の協力児童相談所への聞き取り調査を実施し、「非加害保護者・家族支援のガイドライン」に必要な項目を検討した。次年度はこれらの結果と、さらに複数の児童相談所への聞き取り調査をふまえて、ガイドライン案を作成し、その上で、協力児童相談所からのフィードバックをへて、ガイドラインを完成する。

文 献

- 1) Bentovim A(2007). :Working with abusing families. In Wilson K. & Lames A. eds, The Child Protection Handbook. ; Bailliere Tindall. p451-478
- 2) Calder C.C., Peake A., & Rose K (2001). : Mothers of sexually abused children., RHP
- 3) Gil,E. (2002) Helping Abused and Traumatized Children. The Guilford Press.
- 4) Kim K., Noll, J., Putnam F. Tricket, P. (2007) Psychosocial Characteristics of non-offending Mothers of sexually Abused Girls: Findings from a prospective, multigenerational Study. Child maltreatment. 12 (4); p.338-351
- 5) 桐野由美子 (2009) 「加害者である母親の性的虐待を受けた子どもへの支援について」 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）、「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」 平成 20 年度研究報告書（主任研究者高橋重宏） p165-175
- 6) 岡本正子, 八木修司他. (2011)「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」（研究代表者柳澤正義） 平成 20・21・22 年度総合報告書, p253-389
- 7) 岡本正子, 渡辺治子 (2011)「性的虐待・家庭内性暴力を受けた子どもへの家族支援の現状と課題—児童相談所における非加害親支援を中心に」 子どもの虐待とネグレクト, 13(2), p216-228
- 8) 岡本正子 (2009) 「性的虐待を受けた子どもへのケア及び援助枠組みに関する研究」 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）、「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」 平成 20 年度研究報告書（主任研究者高橋重宏） p141-164, 176-177
- 9) Saunders BE& Menig MB.(2005)「親子間性的虐待ケースの長期にわたる家族の問題解決に影響する当面の課題」 郭麗月監訳「虐待された子どもへの治療」, 明石書店, p53-84,
- 10) 八木修司・岡本正子編著 (2012)「性的虐待を受けた子ども. 性的問題行動をしめす子どもへの支援」 明石書店

性的虐待相談対応における 『子どもの安全に焦点をあてた』家族支援に関する調査

貴自治体名

貴児童相談所名

I 統計について

- 1 貴自治体における児童相談所の平成25年度児童虐待相談対応件数について、下記の表にご記入ください。

平成25年度児童虐待相談対応件数（福祉行政報告例第49表）	件
うち性的虐待相談対応件数	件
上記性的虐待相談対応件数のうち一時保護した件数	件
上記性的虐待相談対応件数のうち施設入所・里親委託措置した件数	件
上記性的虐待相談対応件数のうち在宅指導・支援した件数	件
上記性的虐待相談対応件数のうち家裁申立した件数 (児童福祉法第28条・親権停止・親権喪失)	件

- 2 貴児童相談所における平成25年度の家庭内性暴力被害の相談対応件数について、下記の表にご記入ください。なお、相談種別は問いません。

(注) 「家庭内性暴力」とは、本来、児童虐待防止法第2条に規定された「保護者からの性的虐待」だけでなく、それ以外の家庭内における性暴力も含みますが、ここでは保護者による性的虐待を除き、保護者によるネグレクトとして対応した虐待相談事例、被害児童のきょうだいの性暴力被害相談で対応した非行相談事例等を把握したいと思います。

家庭内性暴力被害相談対応件数（うち性的虐待を除く）	件
うちきょうだいから被害を受けた件数	件
保護者以外の親族から被害を受けた件数	件
家庭内性暴力被害相談対応件数のうち被害児童を一時保護した件数	件
被害児童を施設入所・里親委託措置した件数	件
家庭内性暴力被害相談対応件数のうち加害児童を一時保護した件数	件
加害児童を施設入所・里親委託等措置した件数	件

II 性的虐待相談対応について

貴児童相談所の取組みについて以下の問い合わせに当てはまるものに○をつけてください。

1 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」を活用している。	ア あてはまる イ ややあてはまる ウ ややあてはまらない エ あてはまらない
2 性的虐待相談に関するガイドラインやマニュアルを独自に作成している。	ア あてはまる イ ややあてはまる ウ ややあてはまらない エ あてはまらない
3 性的虐待相談の非加害保護者（虐待者以外の保護者）への対応について、独自にガイドラインやマニュアル、資料を作成している。	ア あてはまる イ ややあてはまる ウ ややあてはまらない エ あてはまらない
3－1 作成していないが、非加害保護者対応ガイドラインやマニュアルは必要だと考える。	ア あてはまる イ ややあてはまる ウ ややあてはまらない エ あてはまらない
4 性的虐待事例のアセスメントを行う際に、保護者に関するアセスメント指標を活用している。	ア あてはまる イ ややあてはまる ウ ややあてはまらない エ あてはまらない
5 性的虐待通告を受理してから、どの時点で一時保護を行っていますか。（複数回答可）	ア 初期調査後、被害児童の安全確保が必要と判断したとき イ 初期調査後、被害児童が保護を求めたとき ウ その他具体的に（ ）
6 性的虐待相談において、被害児童を一時保護するにあたって、困難な状況がある。	ア あてはまる イ ややあてはまる ウ ややあてはまらない エ あてはまらない
6－1 6の「ア あてはまる、イ ややあてはまる」場合、困難な理由は何ですか。（複数回答可）	ア 虐待事実の確証が持てない イ 家族の抵抗・拒否 ウ 被害児童の抵抗・拒否 エ その他具体的に（ ）

III 性的虐待相談における非加害保護者を中心とした家族への対応と支援について

貴児童相談所における対応と支援の実状について、当てはまるものに○をつけてください。

IIIの調査項目においては、「非加害保護者」のパートナー（婚姻関係の有無を問わず）による性的虐待相談への対応に限定してお答えください。

(注) 「非加害保護者」とは、児童福祉法第6条の規定による「保護者」であり、かつ「性的虐待をしていない」保護者を示します。

III-1 初期対応時点における非加害保護者への対応や支援

1 被害児童の保護者に面接する際、誰に面接していますか。その頻度も教えてください。

- ① 虐待者 ⇒ア 常に面接する イ 時々面接する ウ あまり面接しない エ 面接しない
② 非加害保護者 ⇒ア 常に面接する イ 時々面接する ウ あまり面接しない エ 面接しない

2 被害児童の保護者に面接する際、非加害保護者への個別面接（虐待者とは分離した面接）を実施していますか。

- ア 実施している。 イ 実施している事例もある。（全事例の_____%くらい）
ウ ほとんど実施していない。
エ その他（ ）

3 非加害保護者と個別面接をする際、どのような内容について聞いていますか。（複数回答可）

(注) 本調査票における「DV」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づくものとし、婚姻関係の有無を問わず内縁関係および同居の交際相手を含みます。

- ア 子どもへの性的虐待が発覚したことについてどのように受け止めているか。
イ 被害児童に対してどのように思っているか。
ウ 性的虐待が発覚した後どのように対応したのか。（例：被害児童を守る行動をとったか等）
エ 非加害保護者と、パートナーである虐待者との関係性
オ パートナーである虐待者に対する気持ち
カ 非加害保護者自身の被害状況・被害体験（例：DV 被害や被虐待歴等）
キ 虐待者の今後の行動についての確認（例：被害児童やきょうだいに近づかない、同居を続ける等）
ク 非加害保護者自身の心身の状況
ケ その他具体的に（ ）

3-1 3の「カ 非加害保護者自身の被害状況・体験（DV 被害や被虐待歴等）」で○をつけた方におうかがいします。具体的な聞き取り内容に○をしてください。（複数回答可）

- ア 被虐待歴 イ 性的虐待被害歴 ウ 性暴力被害歴
エ DV 被害歴 オ 現在の DV 被害
カ その他の被害歴を具体的に（ ）

3-2 3の「カ 非加害保護者自身の被害状況・体験（DV 被害や被虐待歴等）」で○をつけた方におうかがいします。その聞き取りは通常どのようにされていますか。

- ア 必ず聞き取るようにしている。 イ 関係性ができた時に聞き取っている。
ウ 非加害保護者自分が語るときにのみ聞き取っている。

- 4 非加害保護者への面接対応について、ツールとしてまとめた形にされていますか。
ア している。 イ まとめた形にはしていないが、共有はされている。 ウ していない。
- 5 性的虐待事例のアセスメントや対応を行う際に、DV が背景にある可能性を意識されますか。
ア 意識している。 イ 意識していない。

III-2 非加害保護者への対応や支援

1 家族への対応状況について教えてください。（複数回答可）

- ア 非加害保護者への支援・指導 イ 虐待者への指導
ウ 被害児童のきょうだいへの支援 エ 拡大家族への支援

(注) 「拡大家族」とは、同居の有無にかかわらず、被害児童の祖父母、叔父母、伯父母、いとこなどの親族を示します。

- 2 非加害保護者を支援の対象として位置づけ、継続した支援に取り組んでいますか。
ア 殆どの事例で取り組んでいる。 イ 可能なものは、できるだけ取り組んでいる。
ウ 必要と思うが、あまり取り組んでいない。 エ 必要と思うが、取り組める事例がない。
オ その他具体的に()

3 非加害保護者に対する支援について、実施しているものに○をつけてください。（複数回答可）

(注) 本調査票における「DV センター」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条の規定による「配偶者暴力相談支援センター」を示します。

- ア 繼続的ケースワーク（問題整理、生活状況の把握、面会調整等のケースマネジメント）
イ 心理的な回復支援（継続的カウンセリング等）
ウ 心身のケアのための専門機関の紹介（医療機関、カウンセリング機関など）
エ 女性相談、DV 相談のための専門機関の紹介（婦人相談所、DV センターなど）
オ 子どもの被害についての法的手続きの紹介（弁護士、警察など）
カ 生活自立（就労、住居設定、経済的支援など）についての関係機関の紹介
キ 被害児童との関係調整（面接など）
ク その他具体的に()

4 非加害保護者との面接で扱う内容は、以下のア～スなどが考えられます。次の表のそれぞれア～スのうち該当するところに○をつけてください。（複数回答可）

4-1 非加害保護者が虐待事実を認め、被害児童を守る姿勢を見せている場合、

- ① 面接で扱った方がいいと考える内容はどれですか。
② 実際に面接で扱っている内容はどれですか。

③ 面接で扱うことが難しい内容はどれですか。

4-2 非加害保護者が虐待事実を認めきれず、被害児童を守る行動に徹しきれない場合、

- ④ 面接で扱った方がいいと考える内容はどれですか。
- ⑤ 実際に面接で扱っている内容はどれですか。
- ⑥ 面接で扱うことが難しい内容はどれですか。

内 容	4-1			4-2		
	①	②	③	④	⑤	⑥
ア 性的虐待が起きたことによる非加害保護者自身の気持ち、傷つき等の受け止め						
イ 虐待事実の直面化（何が起きたのか、事実を整理すること）						
ウ 虐待が何故起こったかを考えること						
エ 非加害保護者が虐待者との関係を見直すこと						
オ 非加害保護者自身の生活歴、被害状況・被害体験						
カ 被害児童が性的虐待によって受けた心身への影響等状態の理解						
キ 被害児童に対する気持ち（被害児童に対する困惑、不信、怒り、嫉妬、罪悪感等）						
ク 被害児童を守るために（虐待者のいない、安心できる養育環境を整えるために）必要なことを具体的に考えること（虐待者との別居、被害児童の施設入所等）						
ケ 被害児童以外のきょうだいの被害を防ぐために必要なことを具体的に考えること						
コ 被害児童以外のきょうだいを情緒的にサポートする大切さ						
サ 非加害保護者自身の心身のケアの大切さ						
シ 虐待者との対決を考えることへの支援						
ス その他（ ）						

- 5 非加害保護者に対する支援が困難な場合、その理由は何ですか。（複数回答可）
- ア 非加害保護者の不在により、かかわりが困難。（死亡、離婚・別居、入院など）
イ 非加害保護者の児童相談所への拒否が強く、かかわりが困難。
ウ 非加害保護者支援を行う体制（スタッフ、時間等）が十分にとれない。
エ 非加害保護者支援のノウハウがない。
オ 非加害保護者が虐待者との関係を継続している。
カ 非加害保護者と被害児童との関係が修復できない。
キ その他具体的に()

IV 性的虐待相談における初期対応後の支援と機関連携について

貴児童相談所の初期対応後の支援や他の機関との連携の実状について、当てはまるものに○をつけてください。

IV-1 被害児童が施設等へ入所した場合の支援についてお尋ねします。

- 1 入所時点で、支援計画（家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況、被害児童との面接・外泊などを含む）を施設と共有していますか。

ア はい イ いいえ

- 2 施設入所時、家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況、入所の意味などについて、被害児童の年齢に応じて、被害児童に伝えていますか。

ア 必ず伝えている。 イ 必要に応じて伝えている。
ウ あまり伝えていない。 エ 全く伝えていない。

- 2-1 被害児童に家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況について伝えた場合、「どのように伝えたか」や「被害児童自身がどう受け止めたか」について、施設の担当者と共有していますか。

ア 十分共有している。 イ 概ね共有している。
ウ 共有する難しさがある。難しい状況を具体的に()

- 3 施設入所後、家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況について、入所した被害児童にどの時期に伝えていますか。

ア 入所時の支援計画に基づいて伝える。 イ 家族の状況に変化がみられた時期に伝える。
ウ 伝えていない。

- 3-1 施設入所後、入所した被害児童に、家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況について伝える場合、どのような内容を伝えていますか。（複数回答可）

ア 非加害保護者の状況 イ 虐待者の状況 ウ きょうだいの状況
エ その他具体的に()

3-2 施設入所後、入所した被害児童に、家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況について伝えるのが難しいのは、どのような場合ですか。

- ア 家族が被害児童を拒否している。 イ 虐待者が家族と同居している。
ウ 被害児童が家族を拒否している エ その他具体的に()

4 入所した被害児童の非加害保護者への家庭引取りを目指す場合、非加害保護者との面会を可能とする条件はどれですか。（複数回答可）

- ア 非加害保護者が性的虐待の事実を認めている。
イ 非加害保護者が性的虐待について、被害児童のせいではないと認識している。
ウ 非加害保護者が被害児童の性的虐待による心身への影響を理解している。
エ 非加害保護者がなぜ自分が被害児童を守れなかったかを考えている。
オ 非加害保護者が虐待者との関係を絶っている。
カ 施設と児童相談所で被害児童と非加害保護者との面会の必要性を共有している。
キ その他具体的に()

IV-2 被害児童や非加害保護者を中心とした家族に対する在宅支援についてお尋ねします。

1 貴児童相談所では、初期対応時点での支援は誰が担っていますか。（複数回答可）

- ① 非加害保護者、きょうだい、拡大家族等
ア 児童福祉司 イ 児童心理司 ウ その他具体的に()
② 被害児童
ア 児童福祉司 イ 児童心理司 ウ その他具体的に()

2 被害児童の一時保護解除もしくは施設からの家庭引取りの際、非加害保護者等との文書による確認（再被害防止への取組の確認等）を行っていますか。

- ア 行っている。 イ 文書による確認は行っていないが、口頭で確認している。
ウ その他具体的に()

3 被害児童の一時保護解除もしくは施設からの家庭引取りの後、被害児童と家族（非加害保護者、きょうだい、拡大家族等）の支援は主に誰が担っていますか。（複数回答可）

- ① 非加害保護者、きょうだい、拡大家族等
ア 児童福祉司 イ 児童心理司 ウ 市町村児童家庭相談担当者
エ その他具体的に()
② 被害児童
ア 児童福祉司 イ 児童心理司 ウ 市町村児童家庭相談担当者
エ 学校教員（養護教諭など） オ その他具体的に()

3-1 貴児童相談所が支援を担う場合、家庭引き取り後の支援期間は、通常どのくらいですか。

- ア 6ヶ月未満 イ 6ヶ月～1年未満 ウ 1年～2年未満 エ 2年以上

3-2 実際の支援内容について、当てはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

- ア 被害児童の再被害の防止に向け、非加害保護者やきょうだい、虐待者等の生活状況の見守りを行う。

- イ バウンダリー（自分と他者との境界線）のある養育環境を整える支援を行う。
ウ 被害児童に対し、心理的な回復を支援する。
エ 非加害保護者に対し、生活の維持や安定などソーシャルワーク的支援を引き続き行う。
オ 非加害保護者に対し、被害児童の心身の状態の理解を支援する。
カ 非加害保護者に対し、今後起こりうる被害児童の行動上の問題や心身症状の理解を支援する。
キ 非加害保護者に対し、被害児童ときょうだいとの関係調整を支援する。
ク 非加害保護者に対し、今回の出来事（性的虐待）の整理や虐待者との関係の見直し等の心理的支援を行う。
ケ その他具体的に()

V 性的虐待相談対応におけるDV相談との関連について

ある自治体の婦人相談所でDVを理由に母とともに一時保護された子どもについて、加害者から不適切なかかわりや虐待を受けていた子どもは99%、そのうち、性的虐待を受けた子どもは11%という調査結果があります。このように虐待とDVは関連があると考えられます。

貴児童相談所の対応やDVセンターとの連携の実状について当てはまるものに○をつけてください。

V-1 性的虐待相談対応において、DVが背景にある場合の対応についてお尋ねします。

1 性的虐待相談対応において、DVを背景にもつ事例はどの程度ある印象を受けますか。

- ア 7割以上 イ 5割以上～7割未満 ウ 3割以上5割未満
エ 3割未満 オ なし

2 性的虐待相談対応において、DVが背景にある事例の非加害保護者が、虐待者でありかつDV加害者であるパートナーと離別に至った事例を経験されたことがありますか。

- ア ある。 イ ない。

2-1 2の「ア ある」と回答された方にお尋ねします。「離別に至る」事例と「離別に至らない」事例はどちらが多いという印象をお持ちですか？

- ア 離別に至る事例が多い。 イ 離別に至らない事例が多い。
ウ 離別に至る事例と至らない事例は同程度である。

3 性的虐待相談対応において、DVが背景にある事例の場合、対応の困難さがありますか。

- ア ある。 イ ない。

3-1 3の「ア ある」と回答された方にお尋ねします。それはどのような困難ですか。

(複数回答可)

- ア 非加害保護者を加害者と分離して接触・対応することが難しい。
イ 加害者の影響下においては、「非加害保護者の子どもを守る力」のアセスメントが難しい。
ウ 非加害保護者自身の気持ちの整理に時間がかかる。
エ 非加害保護者がパートナーとの関係を切ることが難しい。

- オ 非加害保護者が「被害児童を守る行動を実行に移す」ことへの時間がかかる。
- カ 被害児童自身の気持ちの整理がなかなかつかない
- キ 被害児童と非加害保護者の関係の修復が難しい。
- ク その他具体的に()

- 4 性的虐待相談対応において、DVが背景にある事例の場合、対応を工夫されていることがありますか。ある場合は具体的にご記入ください。
- ア ある。⇒ 具体的に()
 - イ ない。

V-2 貴児童相談所とDVセンターとの連携状況についてお尋ねします。

- 1 貴児童相談所は、DVセンターと併設していますか。
- ア 併設ではない。
 - イ 婦人相談所機能をもつDVセンターと併設している。
 - ウ 婦人相談所機能をもたないDVセンターと併設している。
 - エ その他具体的に()
- 2 児童虐待相談対応において、非加害保護者がDV被害者(疑いを含む)である場合、DV被害者(疑いを含む)である非加害保護者に対しどのような対応をされていますか。(複数回答可)
- ア DVが子どもに与える影響について説明している。
 - イ DVが被害者に与える影響について説明している。
 - ウ DVのあるパートナーから離れる方法や選択肢がある事を説明している。
 - エ DVが被害者に与える影響や相談機関の情報提供を行うための資料等を用意している。
 - オ DV相談機関の情報提供をしている。
 - カ DV相談機関への同行支援やDV相談担当者との同席面接をしている。
 - キ その他具体的に()
- 3 児童虐待相談対応において、特に、DVを目撃することによる心理的虐待について通告を受理した場合、どの程度(ア 7割以上 イ 5割以上7割未満 ウ 3割以上5割未満 エ 3割未満)対応されていますか。
- | | |
|--------------------------------|------------|
| ① 子どもの安全確認 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ② 子どもとの面接 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ③ DV被害者である保護者との面接 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ④ DV加害者である保護者との面接 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ⑤ DV被害者である保護者へのDVセンターの紹介 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ⑥ DV被害者である保護者とDVセンター職員の面接設定 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ⑦ DV被害者である保護者をDVセンターへ同行支援や同席面接 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ⑧ 関係機関への調査 | ⇒(ア イ ウ エ) |
| ⑨ その他具体的な対応内容() | () |

4 DVセンターと児童相談所との間で、DVセンターが相談を受けたDV被害者に子どもがいる場合の児童相談所への通告について、どのようなルールになっていますか。

- ア 全事例について通告することになっている。
- イ 事例の状況に応じて通告されている。
- ウ DV被害者の同伴児として婦人相談所の一時保護となった事例はすべて通告することになっている。
- エ ルールがない。
- オ その他具体的に（ ）

ご協力ありがとうございました。

★後日お問い合わせをさせていただく可能性がありますので、調査回答担当者様のご所属（課名）、お名前、ご連絡先をご記入ください。よろしくお願ひいたします。

ご所属（課名）：_____

お名前：_____

ご連絡先： email 電話

情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への 支援の在り方に関する研究

分担研究者 八木修司（関西福祉大学社会福祉学部准教授）

研究要旨

平成25年度における全国の児童相談での児童虐待相談対応件数は73,765件（厚生労働省調査）であり、5年前の平成20年度（42,664件）と比較しても1.7倍に増加している。今や日常的に児童虐待の事件が報道されている現状であり、今日の日本における児童問題の大きなテーマである。その中で性的虐待については家庭内の閉鎖性を伴っており通告件数は全児童虐待の約3%前後を推移しているが、虐待内容は極めて深刻であり、長期間の心理ケアやきめ細かい生活支援を必要とする。

分担研究者らは平成20年度～22年度の厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「性的虐待を受けた子どもの中長期ケアの実態とそのあり方に関する研究」の調査を踏まえ「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を作成した。

今回はその先行研究を踏まえて、更に具体的な性暴力被害児の情緒障害児短期治療施設における生活支援、心理ケア、家庭復帰や自立支援に関するソーシャルワーク展開をどうするかを研究のテーマとした。

平成26年度は全国38カ所の情緒障害児短期治療施設にアンケート調査を実施して34カ所から回答を得た（回収率89.4%）。全入所児童1,080名の内、被虐待児童は730名（67.6%）であった。特に児童虐待防止法の定義に沿う被性的虐待は43名であった。また、児童虐待防止法の定義に沿わないが兄やその他の家族、同居者などに性的虐待を受けた児童は28名であり、合計すると71名の被性的虐待児童（全入所児童の6.6%）が情緒障害児短期治療施設に入所している実態にある。こうした性的虐待や性暴力被害を受け、情緒障害児短期治療施設に入所した子どもに対して、①子どもの安全を守る取り組み、②治療についての基本的な取り組み、③性に関する支援、④性的虐待を受けた子どもの治療、⑤家族との関係の回復や関係機関との連携について等を問い合わせ、さまざまな各施設の心理ケアや生活支援、家庭復帰や自立支援の実態や課題を知ることができた。

今年度に得られた結果、および被性的虐待児童への施設支援全般に関する内容に関して分担研究者、研究協力者による数回の討議から、次年度の支援マニュアル案作成に向けての基礎資料を得た。しかし、より具体的で児童養護施設にも十分に汎用できる支援マニュアル案を作成するためには、各施設の事例調査や先駆的な取り組みをしている情緒障害児短期治療施設および児童養護施設などの継続した分析と、さらに詳細を把握するための調査が必要であると考える。

《研究協力者》

- 塩見 守 (情緒障害児短期治療施設 清水が丘学園・全国情緒障害児短期治療施設協議会事務局長)
高田 豊司 (児童養護施設 光都学園)
中垣 真通 (情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園)
中村 有生 (情緒障害児短期治療施設 清水が丘学園)
新美 裕之 (情緒障害児短期治療施設 あゆみの丘)
早川 洋 (情緒障害児短期治療施設 嵐山学園)
樋口純一郎 (児童自立支援施設 若葉学園)
平岡 篤武 (常葉大学 教育学部)
森 歩夢 (児童養護施設 立正学園)

A. 研究目的

平成 20 年度～ 22 年度の厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「性的虐待を受けた子どもの中長期ケアの実態とそのあり方に関する研究」の調査を踏まえ「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を作成した。

今回はその研究を踏まえて、更に具体的な性暴力被害児の情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設と略す）における生活支援、心理ケア、家庭復帰や自立支援に関するソーシャルワーク展開をどうするかを検討する。児童養護施設やその他の児童福祉施設においても汎化できる支援マニュアル作成を視野に入れて実践研究を進める。

B. 研究方法

研究方法は、全国の情短施設 38 施設にアンケート調査を行った。

1. アンケート調査

(1) 調査目的

性的虐待や性暴力被害を受け、情短施設に入所した子どもに対して、①子どもの安全を守る取り組み、②治療についての基本的な取り組み、③性に関する支援、④性的虐待を受けた子どもの治療、⑤家族との関係の回復や関係機関との連携について調査を行う。

(2) 調査期間

2014 年 10 月 1 日～ 2014 年 11 月 30 日

(3) 調査対象と調査方法

1) 調査対象

全国の情短施設（38 施設）

2) 調査項目

調査項目は、研究協力者による数回の討議を経て作成し、日本子ども家庭総合研究所倫理委員会の承認を得て決定した。

質問内容は、「施設の基本情報」、「被虐待児童の入所状況」、「性的被虐待児童の状況」、「子どもの安心・安全を守るために施設の取り組み」、「子どもの治療についての基本的な取り組み」、「性に

に関する支援」、「性的虐待を受けた子どもの治療について」、「家族との関係回復や関係機関との連携について」等である。

3) 調査方法

各情短施設に、質問紙を1部郵送し、郵送による回収を行った。

4) 分析

分析は、単純集計を行った。

(4) 回答数及び回収率

全国の情短施設 38 施設中、34 施設（回収率 89.4%）

C. 研究結果

1. アンケート調査結果

(1) 施設の基本情報

1) 定員（表1）

回答のあった 34 施設の全定員数は 1,330 名であった。区分としては「男子」が 645 名、「女子」が 513 名、「区分無し」が 172 名であった。

表1 定 員

区 分	人 数 (%)
男 子 定 数	645 (48.5%)
女 子 定 数	513 (38.6%)
定 数 区 分 無し	172 (12.9%)
計	1330 (100.0%)

2) 在籍児童数（平成 26 年 10 月 1 日現在）（表2）

回答のあった 34 施設の在籍児童数は 1,080 名であった。「中学生」が 457 名（42.3%）で、その内訳は、「男子」が 253 名（23.4%）、「女子」が 204 名（18.9%）であった。「小学生」が 438 名（40.6%）で、その内訳は、男子 262 名（24.3%）、女子 176 名（16.3%）であった。「高校生」が 178 名（16.5%）で、その内訳は「男子」が 92 名（8.5%）、「女子」が 86 名（8.0%）であった。「その他」が 7 名（0.6%）で、その内訳は（男子 3 名（0.3%）、女子 4 名（0.4%）であった。

表2 在籍児童数（平成 26 年 10 月 1 日現在）

区 分	男 子 (%)	女 子 (%)	人 数 (%)
小 学 生	262 (24.3%)	176 (16.3%)	438 (40.6%)
中 学 生	253 (23.4%)	204 (18.9%)	457 (42.3%)
高 校 生	92 (8.5%)	86 (8.0%)	178 (16.5%)
そ の 他	3 (0.3%)	4 (0.4%)	7 (0.6%)
計	610 (56.5%)	470 (43.5%)	1080 (100.0%)

3) 在籍児童の平均在園期間（平成 26 年 10 月 1 日現在）

回答のあった 34 施設の在籍児童の平均在園期間は、2 年 1 カ月であった。

4) 被虐待児童数（平成 26 年 10 月 1 日現在）（表 3）

回答のあった 34 施設の被虐待児童数は 730 名であった。虐待種別としては「身体的虐待」が 351 名（48.1%）で、その内訳は「男子」が 217 名（29.7%）、「女子」が 134 名（18.4%）であった。「ネグレクト」が 264 名（36.2%）で、その内訳は「男子」が 157 名（21.5%）で、「女子」が 107 名（14.7%）であった。「心理的虐待」が 115 名（15.8%）で、その内訳は「男子」が 56 名（7.7%）、「女子」が 59 名（8.1%）であった。「性的虐待」が 49 名（6.7%）で、その内訳は「男子」が 2 名（0.3%）、「女子」が 47 名（6.4%）であった。

ここでの虐待種別は複数の虐待を受けている児童において第 1 順位（入所の理由となっている虐待）の数が挙げられている。性的虐待に関しては 49 名であるが、これは性的虐待が第 1 順位で入所の理由として大きいものとして計上されている。

表 3 被虐待児童数 第 1 順位（平成 26 年 10 月 1 日現在）

区分	男 子 (%)	女 子 (%)	人 数 (%)
身体的虐待	217 (29.7%)	134 (18.4%)	351 (48.1%)
ネグレクト	157 (21.5%)	107 (14.7%)	264 (36.2%)
心理的虐待	56 (7.7%)	59 (8.1%)	115 (15.8%)
性的虐待	2 (0.3%)	47 (6.4%)	49 (6.7%)
計	430 (58.9%)	300 (41.1%)	730 (100.0%)

（2）被性的虐待児童に関して

1) 児童虐待防止法の定義に沿った「被性的虐待児童」数（表 4、表 5）

児童虐待防止法の定義に沿った保護者（実父、実母、養父・継父、養母・継母）による「被性的虐待児童」数（表 4）は 43 名であった。その内訳は「中・高女子」が 31 名（72.1%）、「小学生女子」が 9 名（20.9%）、「高卒以上女子」が 2 名（4.7%）、「小学生男子」が 1 名（2.3%）であった。

児童虐待防止法の定義に沿った「被性的虐待児童」の加害者保護者（表 5）は、「実父」が 19 名（44.2%）、「養父」が 15 名（34.9%）、「継父」が 4 名（9.3%）、「実母」が 4 名（9.3%）、「継母」が 1 名（2.3%）であった。

表 4 児童虐待防止法の定義に沿った「被性的虐待児童」数

区分	人 数 (%)
中・高女子	31 (72.1%)
小学生女子	9 (20.9%)
高卒以上女子	2 (4.7%)
小学生男子	1 (2.3%)
計	43 (100.0%)

表 5 児童虐待防止法の定義に沿った「被性的虐待児童」の加害保護者

区分	人 数 (%)
実父	19 (44.2%)
養父	15 (34.9%)
継父	4 (9.3%)

実 母	4	(9.3%)
継 母	1	(2.3%)
計	43	(100.0%)

2) 児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人による性的虐待（表6）

上記の他に児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人に性的虐待を受けた児童数は28名であった。その内訳は「中・高女子」が16名(57.1%)、「小学生女子」が9名(32.1%)、「小学生男子」が2名(7.1%)、「高卒女子」が1名(3.6%)であった。

上記の他に児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人に性的虐待を受けた児童の加害者（表7）は、「兄」が11名(42.3%)、「内縁男性」が4名(15.4%)、「同居人」が4名(15.4%)、「継父」が2名(7.7%)、「祖父」が2名(7.7%)、「伯父」が1名(3.8%)、「叔母」が1名(3.8%)、「里親」が1名(3.8%)であった。

児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人による性的虐待を受けた児童数は28名であるが、加害者数は26名であり、これは同一の加害者から複数の児童が被害を受けているために数としては重複していると考えられる。

表6 児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人による性的虐待

区分	人 数 (%)	加 害 者
中・高女子	16 (57.1%)	兄6、内縁男性3、同居人3、継父2、里親
小学生女子	9 (32.1%)	兄4、内縁男性、叔母、祖父2
小学生男子	2 (7.1%)	兄、伯父
高卒女子	1 (3.6%)	同居人
計	28 (100.0%)	

表7 児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人による性的虐待の加害者

区分	人 数 (%)
兄	11 (42.3%)
内縁男性	4 (15.4%)
同居人	4 (15.4%)
継父	2 (7.7%)
祖父	2 (7.7%)
伯父	1 (3.8%)
叔母	1 (3.8%)
里親	1 (3.8%)
計	26 (100.0%)

3) 被性的虐待以外の虐待状況

「被性的虐待児童」の43名のうち、他の虐待を受けていた児童数（表8）は36名(83.7%)であった。その36名の内訳は「被身体的虐待」が9名(25%)、「被ネグレクト」が8名(22.2%)、「被ネグレクト+被身体的」が6名(16.7%)、「被ネグレクト+被身体的+心理的」が6名(16.7%)、「心理的」が3名(8.3%)、「被ネグレクト+心理的」が2名(5.6%)、「被身体的+心理的」が2名(5.6%)であった。

児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人に性的虐待を受けていた児童の28名のうち、他の虐待を受けていた児童数（表9）は、21名(75%)であった。その21名の内訳は「被ネグレクト」が6名(21.4%)、「被身体的」が6名(21.4%)、「被ネグレクト+被身体的+心

理的」が4名（14.3%）、「被ネグレクト+被身体的」が3名（10.7%）、「心理的」が1名（3.6%）、「被ネグレクト+心理的」が1名（3.6%）、「被身体的+心理的」が0名（0%）であった。

表8 被性的虐待児童で虐待を受けていた児童

区分	男 子 (%)	女 子 (%)	計 (%)
性的+身体的	0 (0.0%)	9 (20.9%)	9 (20.9%)
性的+ネグレクト	0 (0.0%)	8 (18.6%)	8 (18.6%)
性的+ネグレクト+身体的	0 (0.0%)	6 (14.0%)	6 (14.0%)
性的+ネグレクト+身体的+心理的	0 (0.0%)	5 (11.6%)	5 (11.6%)
性的+心理的	0 (0.0%)	3 (7.0%)	3 (7.0%)
性的+ネグレクト+心理的	0 (0.0%)	2 (4.7%)	2 (4.7%)
性的+身体的+心理的	1 (2.3%)	1 (2.3%)	2 (4.7%)
性的	0 (0.0%)	8 (18.6%)	8 (18.6%)
合計	1 (2.3%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)

表9 児童虐待防止法の定義に沿わない性的虐待を受けた児童の性別以外の虐待

区分	男 子 (%)	女 子 (%)	計 (%)
性的+ネグレクト	0 (0.0%)	6 (21.4%)	6 (21.4%)
性的+身体的	0 (0.0%)	6 (21.4%)	6 (21.4%)
性的+ネグレクト+身体的+心理的	1 (3.6%)	3 (10.7%)	4 (14.3%)
性的+ネグレクト+身体的	0 (0.0%)	3 (10.7%)	3 (10.7%)
性的+心理的	0 (0.0%)	1 (3.6%)	1 (3.6%)
性的+ネグレクト+心理的	0 (0.0%)	1 (3.6%)	1 (3.6%)
性的+身体的+心理的	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
性的	1 (3.6%)	6 (21.4%)	7 (25.0%)
合計	2 (7.1%)	26 (92.9%)	28 (100.0%)
合計	1 (2.3%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)

4) 「情短施設における被性的虐待児童数について」の考察

全入所児童の1,030名のうち、被虐待児童数は780名（67.6%）であった。性的虐待に関しては第1順位となっている児童数が49名（6.7%）であった。児童虐待防止法の定義に沿う被性的虐待は43名（全入所児童の4.0%）であり、児童虐待防止法の定義に沿わないが兄やその他の家族、同居者などに性的虐待を受けた児童は28名（全入所児童の2.6%）であり、合計すると71名の被性的虐待児童（全入所児童の6.6%）であった。厚生労働省の行った平成19年度社会的養護施設に関する実態調査では、児童養護施設に入所している児童の被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類（複数回答）では性的虐待は4.3%であり、ほぼ同数であった。しかし、児童虐待防止法の定義に沿わないが兄やその他の家族、同居者などに性的虐待を受けた児童も含めると合計71名（全入所児童の6.6%）と大幅に増え、家庭内性暴力被害としてはケアを受けるべき児童が多くいることがわかった。

性的虐待以外の他の虐待については「被性的虐待児童」も児童虐待防止法の定義に沿わない性的虐待を受けた児童も高い割合で他の虐待も受けている。このことから、性的虐待は発見が難しい虐待と言われているが、虐待事例の対応時に性的虐待の可能性も視野にいれながら処遇することが大切であると言える。また、性的虐待を受けた児童のケアにおいては重複的な虐待を受けていることが多いため、総合的なケアが必要であると言える。